

# 愛媛県高齢者施設面会モデル (令和4年12月5日改訂)

## 1 面会室の準備時

- ①換気ができる部屋（CO2 センサーで見える化等）
- ②一定の距離が確保できる席配置
- ③アクリル板等の設置
- ④必要最小限の面会人数の設定（部屋の広さ等も考慮）
- ⑤愛媛県看護協会の相談窓口を活用

### 【相談窓口（愛媛県看護協会）】

- ・面会を含む施設内での新型コロナウイルス感染症対策について  
<https://www.nursing-ehime.or.jp/news/2021/12/post-114.html>
  - ・相談時間：平日 9：00～16：00
  - ・相談方法：FAX（089-996-8425）又は  
メール（ehime@nurse-center.net）
- ※受付後、感染管理認定看護師が相談対応

## 2 面会予約時

- ①面会者の氏名、来訪日時、連絡先を記録
- ②必要最小限の面会人数
- ③面会できる条件を説明（詳細は3②参照）
- ④面会后、2日以内に発症又は感染した場合に施設への連絡を依頼
- ⑤県独自の警戒レベルに応じ、次の内容を確認する旨伝達

### 感染警戒期

面会者全員のワクチン接種歴若しくは陰性の検査結果（有効期限内のものに限る。以下同じ。）が分かるもの又はその両方

### 感染警戒期（特別警戒期間）

面会者全員の陰性の検査結果が分かるもの又はワクチン接種歴及び陰性の検査結果の両方が分かるもの

## 3 面会実施前

- ①面会者の連絡先の把握
- ②チェックシート等により面会者の健康状態、行動歴を確認
  - ・県独自の警戒レベルに応じ、次の内容を確認できること

### 感染警戒期

面会者全員のワクチン接種歴若しくは陰性の検査結果が分かるもの又はその両方

## 感染警戒期（特別警戒期間）

面会者全員の陰性の検査結果が分かるもの又はワクチン接種歴及び陰性の検査結果の両方が分かるもの

- ・ 体温を計測して発熱がないこと
- ・ のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状がないこと
- ・ 濃厚接触者でないこと
- ・ 同居家族に発熱等感染症が疑われる症状がないこと
- ・ 過去5日間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
- ・ 過去10日間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
- ・ 過去10日間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がないこと

③入居者の健康状態の確認

④面会前の手指消毒

## 4 面会実施時

①マスク着用、面会前後の手指消毒

②一定の距離の確保

③換気の実施

④飲食、大声での会話は控える

⑤面会者の施設内のトイレの使用は必要最小限

## 5 面会実施後

①面会後の手指消毒

②面会后、2日以内に発症又は感染した場合に施設への連絡を依頼

③面会後の面会室の机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒

## 【留意事項】

①各施設における実施方針の策定

- ・ 上記「面会モデル」や国の「基本的対処方針」を踏まえて、各施設の状況に応じて検討すること

②施設ごとに面会室の設置状況や面会に対応可能な職員数等の状況が異なることから、実施方針の策定にあたっては、愛媛県看護協会の相談窓口を活用すること

③入居者・家族への十分な説明

- ・ 面会の実施方法については、入居者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること